官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○災害対策基本法第二十四条第一項及び第二十五条第六項の規定に基づき、非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部を設置する件（内閣府八）　一